

第3回高浜発電所に係る地域協議会のご質問回答について

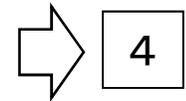
平成27年8月31日

関西電力株式会社

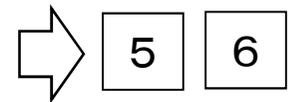
○発電所までのトンネル崩落時の重油の運搬方法について



○非常用ディーゼル発電機の運転継続時間について



○緊急時の社員、協力会社社員の参集等について



高浜発電所構内の重油確保量

○発電所構内の3、4号機 燃料油貯油そうに、合計 920klの重油を常時保管。

○3、4号機の非常用ディーゼル発電機(4台)を7日以上、連続運転することが可能。

※ 発電所構内には、上記のほか、1、2号の燃料や他の補助施設用として約270kl程度の重油を保管している。

構外の重油確保量

○大阪市内の油槽所に非常時用として1,000klの重油を常時保管。

○予め確保されている輸送手段および輸送経路を状況に応じて選択する。必要に応じ、国等の関係機関を通じて自衛隊へ輸送要請。

<陸路> タンクローリーで輸送。

<海路> 大阪より直接、発電所へ輸送。

・別ルートとして舞鶴、高浜、大飯まで陸路で輸送した後に海路で発電所物上げ岸壁へ船舶で輸送する方法もある。

・なお、発電所物上げ岸壁が使用できない場合は発電所付近の内浦港を使用。

<空路> 大阪(八尾空港)からヘリコプターで高浜発電所構内ヘリポートへ輸送。



【三松トンネル、三松第2トンネル崩壊時】

陸路による運搬が可能である。

脇坂公園へ迂回するルート(黄色)にて運搬可能である。

また、舞鶴側から神野～難波江へ迂回するルート(緑色)にて運搬可能である。

【上記トンネルに加え白浜トンネル崩壊時】

陸路による運搬は困難であるが、海路および空路による運搬が可能である。

非常用ディーゼル発電機の運転継続時間

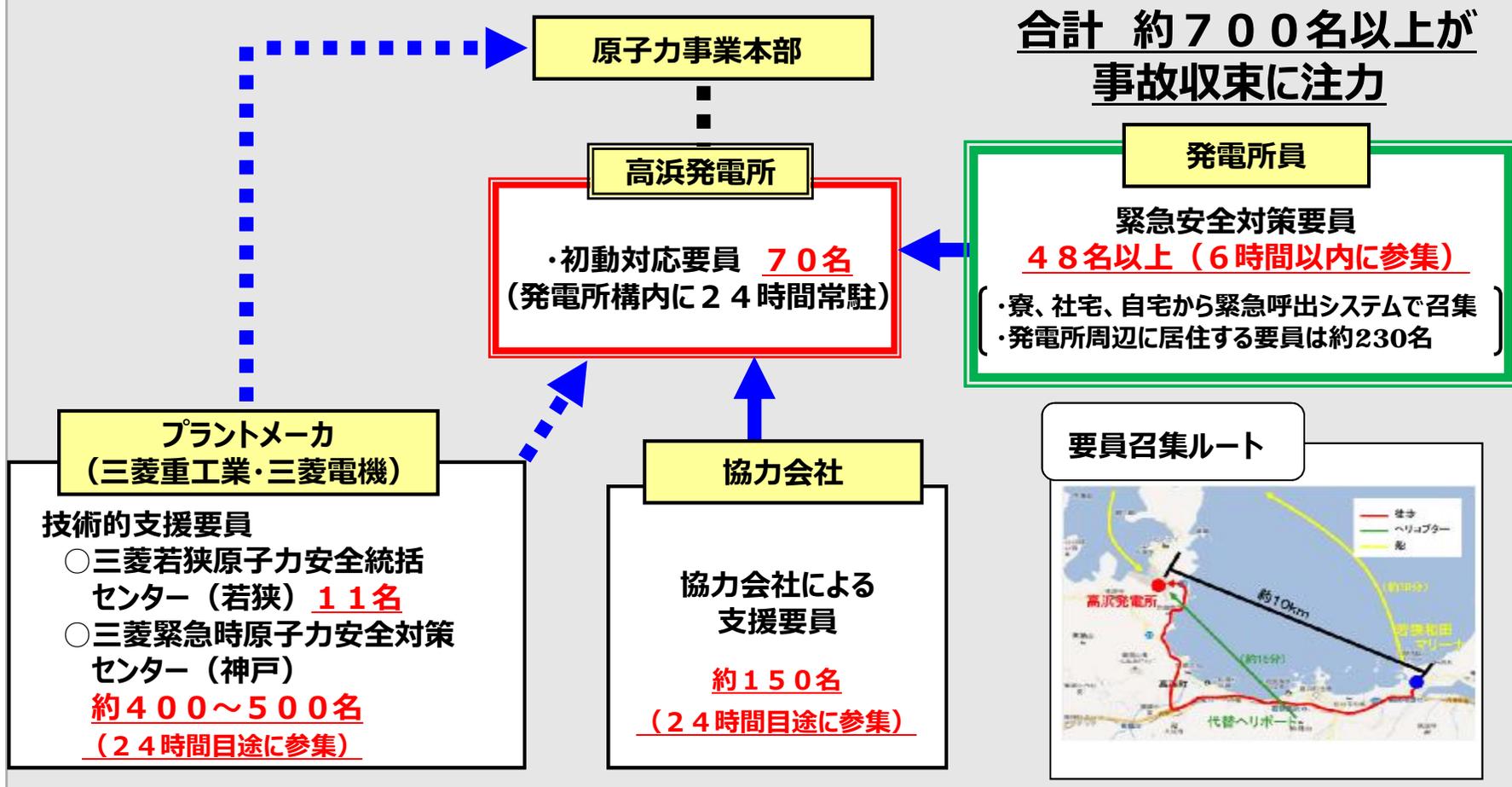
非常用ディーゼル発電機は外部から燃料を補給できる限り、3ヶ月以上連続して運転できる性能を有している。

○非常用ディーゼル発電機の燃料噴射弁取替えが運転2,000時間(約3ヶ月)と推奨されているが、この期間を超えて更に運転を継続したとしても、燃費が若干低下する可能性があるが運転継続に支障はない。

○非常用ディーゼル発電機は、1台で必要な負荷をまかなえる容量を有しておりプラント毎に2台設置している。そのため必要に応じ1基を停止し、発電所内に保管している燃料噴射弁の予備品に交換することが可能である。

- ◆ 発電所構内に**初動対応要員**として**70名**が**24時間常駐**。
また、**緊急安全対策要員**48名が**事故発生から6時間以内**に**召集**できる体制を構築。
- ◆ さらに、**協力会社**や**プラントメーカー**による**発電所支援**により、**合計700名以上**が事故収束に注力。

休日・夜間の対応体制



- 初動対応要員（70名）は、指揮者、通報連絡者、給水要員、電源要員、設備対応要員、消防要員から構成され、炉心損傷を回避するための措置を実施し、プラントの安全性を確保する。万一炉心損傷が発生した場合についても、この要員で格納容器の健全性が確保できる。
- 更に、緊急安全対策要員（48名）が加わることにより、緊急時対策本部が強化される等、バックアップとしての事故対応を行うことができる体制となる。なお、発電所周辺に居住する発電所員数は約230名であり、交替しつつ継続的な対応が可能。
- 協力会社による支援要員（約150名）は、参集次第、これらの措置の補助や、機器の復旧作業等を実施する。